

決 議

国土の七割が山地であるわが国では、二〇万箇所を超える危険箇所が存在し、毎年一〇〇〇件を超える土砂災害が発生している。本年も梅雨前線豪雨や度重なる台風上陸により、新潟・福島、福井、四国、九州、中国、中部地方などで一二〇〇件を超える土砂災害が発生し、尊い人命と貴重な財産が失われている。このような状況の中、地方六団体による国庫補助負担金改革案がとりまとめられ、**砂防関係補助事業の九割が今まさに廃止対象とされている。**

この改革案では事業ごとの補助金の必要性について十分な議論もなされていないなど多くの問題を内包しており、この案が実行されると、**地域の安全・安心の確保に重大な支障を生じるのは明らかである。**

地域の住民にとってはまさに**生命・財産の危機**にかかわる重要な問題であり、わが国の**国土保全上極めて憂慮される事態**となる。

政府におかれては、土砂災害に強い国土づくりのため早期に左記内容を実現される事を強く要望する。

記

一、国土を保全し、国民の生命・財産を守るのは国の責務であり、責任をもつて計画的に災害を予防し、地域間の不均衡を生じさせないこと。

一、毎年のように数多く発生する悲惨な土砂災害に対して国庫補助負担金制度により機動的・弾力的に対応すること。

以上のことから砂防関係補助事業を廃止対象とすることなく、**国庫補助負担金制度の堅持と所要額の確保をはかること。**

以上、決議する。

平成十六年十月十二日

全国治水砂防促進大会